

Serena Connolly,

*Lives behind the Laws: The World
of the Codex Hermogenianus*

山下 孝 輔

はじめに

人間が社会生活を営む上で、個々人の間で、あるいは集団間での利害対立は避けることができない。そういった紛争が特定の社会においてどのように解決されたかという点には、その社会に固有の規範や価値観を見出すことが出来る。それゆえ、当該社会において紛争解決がどのように行われていたのかという問題関心は、多くの歴史研究者によつて共有されており、古代ローマ史研究者も例外ではない。本書は、広大な領域を征服し支配したローマ帝国において、皇帝がどのようにして紛争解決を行っていたかを分析することによって、ローマ帝国における統治のあり方を説明し、帝政期ローマ社会の特質について新たな見解を提示しようとするものである。

書評 この目的を達成するために著者が注目するのが、請願・回答制度である。ローマ帝国の下で生きたすべての者は、市民権の有無

にかかわらず、窃盗や暴行、あるいは役人による職権濫用などの問題に直面した際に、皇帝や属州総督に対する請願を行うことが出来た。そして、この請願に応じる形で、皇帝たちは回答を行っていた。そのため、この請願・回答制度が運用される結果として生み出された多くの回答を分析することによって、皇帝たちが帝国内での紛争をどのように処理していたかを知ることが出来る。皇帝の回答である勅答 (rescriptum) は、ローマ帝国における法源の一部をなす勅法の一つでもあり、法典にも収録されるため、総督などの回答に比べて多数を史料として参照し得る。そこで、著者は法典に残された諸勅答の中から、三世紀末のものを主に史料として用いる。著者のセリーナ・コノリーは、米国イェール大学で学位を取得し、ニュージャージー州ラトガース大学古典学部に助教として勤めている。本書は、イェール大学に彼女が提出した学位論文をもとにしている。この書評では、まず序論・本論全五章・結論の順に内容を紹介しつつ各所に論評を加え、最後に本書全体の評価を示すこととしたい。

各章の紹介と論評

序論においては、著者の研究をより広い文脈に結び付けるために、古代オリエントから現代までの請願・回答についての説明が行われる。それによれば、請願という行為は中東やヨーロッパの歴史上、ゆうに四七〇〇年間の長きにわたって継続してきたという。ローマ帝国の請願・回答制度が歴史的に特殊な事象ではなく、本書の研究成果が短い時代のみで完結してしまうものではないことを、著者は示している。

第一章「ローマ世界における正義の追求」では、史料となる諸勅答を検討する前に、ローマ帝政期の請願・回答制度について、詳細な説明がなされる。著者はまず、請願・回答制度の特徴を他の紛争解決手段に触れながら述べる。請願・回答以外の紛争解決手段としては、裁判や力の行使、調停などが挙げられている。著者はデボラ・ホブソン以来の通説に従って、公権力に対する請願は他のすべての方策が尽きた後の最後の手段であったと位置付ける^⑩。しかしながら、ベンジャミン・ケリーが行ったローマ期エジプトの請願に関する研究によれば、ホブソンの説は人類学的な分析手法をローマ期に適用しているに過ぎず、史料分析の結果得られた見解ではない。更に、ケリーが分析対象とした五六八点の請願パピルス中、請願以前に何らかの紛争解決手段が行使されているものはわずか一点しか確認されていない^⑪。ケリーが研究の対象としたエジプトはローマ帝国の中でも特殊な属州と見なされがちであるが、近年の研究では、エジプトと他属州の共通性が強調されており、請願の位置付けもまたローマ帝国全体に敷衍することが出来るだろう。少なくとも現在の史料状況においては、コノリーやホブソンのごとく請願を紛争解決のための最後の手段と位置付けるのは適切ではないだろう。

第一章の後半部では、ゴルディアヌス三世（在位二三八―二四四年）への請願とそれに対する勅答を参考にして、請願と勅答がどのように行われたのかを詳述する。この請願と勅答を刻んだ碑文は、一八六八年に当時トルコ領だったブルガリアで発見された。請願を発したのは、スカプトバラという村落の農民たちである。彼らは、兵士及び役人たちからの要求に悩まされていることを皇

帝に訴えている。この請願書は農民たちのうちの一人によって書かれたかもしれないし、あるいは代書人が雇われたかもしれないが、著者は請願書の執筆に当たって一種のガイドラインが存在していたと見なしている。一方で皇帝の勅答は皇帝自身によってではなく、官僚たちによって作成された。

第二章「勅答制度」においては、本書の主要な史料となる『ヘルモゲニアヌス法典』と、勅答の文面を作成した請願局（*epistolum libellorum*）の説明が行われる。『ヘルモゲニアヌス法典』は、ディオクレティアヌス（在位二八四―三〇五年）のもとで請願局長官（*magister a libellis*）に就いたヘルモゲニアヌスによって、二九五年に編纂された。本法典に収録されているのは、ディオクレティアヌスがドナウ下流域滞在中の二九三―二九四年のあいだに、請願に応じて発した諸勅答である。本法典の原文は伝わっていないが、我々は『ユスティニアヌス法典』などの現存史料に再録された約九七〇点の勅答を参照することが出来る。

多くの勅答には、作成の年月日だけでなく、作成された場所もまた記録されている。この作成場所は先行研究では皇帝の居所とされているが、著者によれば、請願局の所在地であったという。皇帝が短期間、宮廷ないし請願局の所在地から離れたときにも、勅答の作成は続けられていたとされる。それによると、請願への回答は大半が請願局の役人たちによって行われていたものであり、皇帝による関与はわずかであった。このことは、勅答の執筆者が誰であったのかという問題に関わる。トニー・オノレという研究者は勅答の文体を詳細に分析し、それぞれの文体に個性を見出すことによって、特定の役人が個人として文面を作成していたと結

論した。^③ それに対して著者は、請願局が集団的に文書を作成したことを根拠に、オノレの研究に疑問を呈している。

第三章「勅答制度の背景」から『ヘルモゲニアヌス法典』の分析が始まる。まずは、対象となる諸勅答が作成された地域の説明が行われる。ローマ帝国の属州としては、下パンノニア、上下モエシア、トラキア、ビテュニア、ポントスが対象となる。おおよそバルカン半島から小アジア北岸までである。当時のこの地域は、言語的にはラテン語、ギリシア語、トラキア語などに分かれていた。『ヘルモゲニアヌス法典』所収の勅答はこうした地域で皇帝に提示された請願に応えたものであるが、その内容が特定の地域に限定されているものは稀であり、多くはローマ帝国全土に敷衍され得るとされる。

本章で分析対象となるのは『ユスティニアヌス法典』を通じて残された九一七点の勅答である。その中には複数の請願者に宛てられた勅答も存在しており、請願者の数は九四二人にのぼる。著者はこれらの請願者たちを、男性市民・兵士・女性・男性奴隷・女性奴隷の五つに分類している。その中でも大半を占めているのが男性市民である。元老院議員や騎士身分であることが確認される請願者は存在せず、都市参事会員層であることが確かな者も九名に留まる。このことから、請願とは他に法的手段を有さない人々のためのものであったと見なされる。宛名として請願者の名前だけでなく兵士や退役兵と付記されているものもあり、兵士が特別扱いされていたことがわかる。女性の請願者は二四七名存在し、全体の二六%を占めている。請願への回答や法典の編纂にあたっては、女性請願者が性別を理由とする差別を受けていたわけ

ではないとされる。奴隷もまた請願により勅答を獲得しているが、このような奴隷は一般的ではなく、特殊な状況・地位にあったと考えられている。

本章で特筆に値するのは、約千人にのぼる請願者たちがどのような人々であったのか子が細に分析され、請願者の出身階層が数量的に確認されたことである。『ヘルモゲニアヌス法典』所収の勅答として現存しているものは、当然ながら、当時の勅答のすべてではない。そうであっても、勅答九一七点・請願者九四二人の中から、元老院議員や騎士身分の者が一人も確認されなかったことは非常に示唆的である。彼らには請願を行う積極的な理由がなかったのだらう。叙述史料はしばしば上流階級の歴史であると考えられる。それに対して、勅答という史料から知ることが出来るのは、「中間層」の歴史であると著者は言う。この「中間層」とは、請願をする必要のない階層を上層として、請願をすることの出来ない者たちを下層とした際の中間である。古代史においては史料が充分には残されていないだけでなく、上流層以外の人々に関する史料の欠乏が嘆かれるが、請願・回答の研究はこの問題を乗り越えるための一つの手段となるだらう。

第四章「制度利用」では、請願者たちが請願の中で示した法に対する態度を検討する。著者は、社会学者が現代のアメリカ社会を対象に行った三つの分類を応用して、勅答の分析を行う。第一は、「法によつて」。ここに分類されるのは法に従って、あるいは法を用いて問題を解決することである。第二は、「法の前に」。この分類は必要に迫られない限り法に関わろうとはせずに、法以外の何らかの手段で問題を解決しようとするものである。そして第

三は、「法に抗して」である。その言葉のとおり、この分類に属するのは法を権力の産物と見なして、法に反して行動することである。著者はこれらの三つの分類に当てはまる勅答の事例をいくつか挙げるのみで、すべての勅答を数量的に分析するわけではない。さらに、残念ながら、本章ではいくつかの史料が誤って解釈されている。この点については、すでにノエル・レンスキによる書評が詳しく扱っている。些か細かい説明になってしまいが、例を挙げるなら、『ユステイニアヌス法典』七卷一四章第四法文の *distractum* という語が、法文においては通例「売られた」と訳されるところを、著者は「引き離された」と解しているなどである。史料の読解について歴史研究者は慎重を期すべきではあるが、レンスキによって指摘された誤読は本書の研究にとって致命的なものではない。

第五章「皇帝と請願者たち」では、請願者たちと皇帝がどのようににその制度を利用したかが検討される。請願者たちは好意的な回答を獲得するために、経済的な面に限らず様々な面から貧者を装って、自らの状況を憐れに見せかけていた。皇帝は請願者に対する回答を通じて政策を実施するだけでなく、貧者の保護者としての振る舞いを示してもいた。本書では主にディオクレティアヌスの勅答を分析対象としたが、著者は、共和政期の政務官や歴代の皇帝も回答にあたって同様の態度を示していたことに言及して、ディオクレティアヌスの姿勢を伝統的なものと位置付ける。

結論部では、本書の内容を振り返った後、改めて著者の見解が述べられる。その見解は、大別すると二つの主張になる。一つは古代末期における救済されるべき対象としての貧者という観念の

起源についてである。ピーター・ブラウンは、キリスト教における貧者観念の起源をオリエントの請願者たちに見出している。それに対して著者は、ローマ国家においてはすでに共和政期の頃から請願が見出されることから、救済の対象としての貧者という観念がローマ自体に元来備わっていたと見なしている。もう一つの主張は、ローマ統治に対する中間層の貢献と要求が重要だったことである。本評でも特筆したように史料中に見出される請願者たちは中間層の人々であり、本書の研究はローマ帝国という君主制国家における中間層の統治への参与を実証することに成功している。

本書全体の評

以上が本書の内容である。著者のコノリーは、得てして法規範を明らかにするものとしてのみ見なされがちな法史料を用いて、ローマ統治の実態解明に取り組んだ。その試みには目を見張るべきところも多い。以下では、本書全体に評を加えることによって、本書の内容を発展的に受け止めた。論評にあたっては、著者の見解として結論で述べられた貧者としての請願者とローマ帝国における中間層の統治への参加の二点に焦点を当てる。まずは、救済されるべき貧者の観念から扱う。

本書の主要な分析対象となった『ヘルモゲニアヌス法典』に収録されたのは勅答だけであり、勅答を引き出した請願は保存されていない。そのため、著者は他の史料を援用しつつ貧者としての請願者という見解を導き出している。第一章の後半で三世紀前半のスカプトバラ出土の碑文が詳しく扱われ、同碑文の全訳が補論

で紹介されているのもそのためである。確かに、請願者はまさしく自らが経済的な観点だけでなく、社会的な面から見ても憐れまれるにふさわしい貧者であるかのように振る舞っている。しかしながら、この碑文の請願者たちは、自らの困窮だけでなく「強さ」をも主張している。スカプトバラ出土碑文、第二柱、第九一―九四行目には「我々は圧迫されているので家屋から逃げ出し、国庫は甚大な損害を被るでしょう」という一文が見られる。ここから、皇帝ないしローマ国家にとつての自分たちの財政的な重要性を請願者たちが主張しているということが読み取れる。

小アジアで発見された一九八―二二一年のものといわれる請願碑文にも同様の文言が確認される。この碑文の五一―五四行目には「我々は皇帝の所領からの逃亡者となつてしまします。その土地において我々は生まれ育ち、皇帝の金庫への信義を守ってきたのですが」という一文が現れている。この碑文からもスカプトバラ碑文と同様に、請願者たちが自らの財政的な重要性を誇示していることがうかがい知れるのである。

パピルス文書にも、皇帝への請願ではなく総督に対するものだが、類似の事例が見出される。一四四―一四七年のエジプト総督への請願書^⑥、第二―三行目で請願者は、自らが「皇帝領の小作人であり、皇帝の金庫へ十分な租税を支払っているにもかかわらず」役人から責めさいなまれていることを訴えている。ここでも請願者は、自分が援助に値することを示すために自らの財政的な重要性を主張している。

右に挙げた請願文では、確かに請願者たちが自分たちを取り巻く環境の過酷さを強調し、皇帝たちに同情を呼び起こそうとして

いる様子が見える。しかしながら、請願という行為が、困難に直面した請願者によつて採用された手段であることを考えるなら、請願において困難が強調される点だけを請願の特質と見なし、理念としての貧者という面だけに注目するだけでは十分ではないだろう。むしろ、請願における困窮の強調を請願者の理念的な特質とするなら、請願者たちが自らの財政的な重要性を訴えるのは、請願を通じた交渉の実質的な面での特質なのではないだろうか。

著者による第二の主張である中間層の統治への参加については、ローマ帝国の国家像に関する研究史を簡単に説明したうえで論評したい。かつて、ローマ帝国の歴史は一―三世紀前半の元首政期、三世紀の軍人皇帝時代、四世紀以後の専制君主政期として区分され、時代を経るごとに皇帝の権力は強大化・独裁化していったとされていた。それに対して、最近の研究では皇帝による支配よりもむしろ、被支配者側の営みを強調する傾向がある。著者は、皇帝による一方的な支配という見解と、臣民からの圧力と皇帝からの対応を双方向的に見なす見解の二つを両極端として、中間層による政治参加という自らの意見はそれらの間に位置すると述べている（一五五―一五八頁）。著者によれば、ローマ帝国の統治は支配者と被支配者がコミュニケーションを通じて、公平・安定的な支配と、忠誠および納税などの経済的な義務の履行とを交換し合うシステムであった。

著者の見解の根拠となつているのは、請願を主に行つたのが中間層であり、皇帝とその官僚もまた請願に対して積極的に回答していたことが確認されたことである。評者は、この見解には賛成であるが、いくつか留保を付けたい。というのも、皇帝の公平・

安定的な支配と、臣民の忠誠及び経済的支援との交換は、装われた振る舞いだったのではないかと思われるからである。著者はこの見解を一つのモデルとする一方で、ローマ帝国の支配者と被支配者がこのモデルに従って行動することによって相互に利益を与えあっていたと述べており、理念と実態の区別が曖昧なままである。このモデルの妥当性を歴史的に検討しようとすれば、*すべからず*まディオクレティアヌスによる最高価格例の事例が想起される。ディオクレティアヌスは物価上昇を抑えるために最高価格令を発したが、その結果が芳しくなかったことは周知のとおりである。皇帝の提供した支配が公平・安定的のものであったと見なすのはあまりにも理想主義的である。請願者たちが皇帝に訴えかけるにあたって、自らの忠誠と国庫への貢献を、皇帝たちによる救済の代替物として提示していることは、右に挙げた碑文やパピルスからも知ることが出来るが、皇帝たちによる施策が必ずしも臣民たちにとって好都合なものでなかっただろうことを考えるなら、著者が提示した見解はローマ帝国における統治の実情としてよりも、ローマ統治の理念として見なすのが適切である。評者は、著者の

コノリーと類似した問題関心からローマ帝国の法と社会を研究しており、ローマ帝国における支配と被支配の実像については自らの課題として今後の研究で明らかにしていきたい。

- ① D.W. Hobson, *The Impact of Law on Village Life in Roman Egypt*, in B. Halpern and D.W. Hobson, *Law, Politics and Society in the Ancient Mediterranean World*, Sheffield, 1993, pp. 193-219.
- ② B. Kelly, *Petitions, Litigation, and Social Control in Roman Egypt*, Oxford, 2011.
- ③ T. Honoré, *Emperors and Lawyers*, London, 1981.
- ④ <http://bmcr.brynmawr.edu/2011/2011-02-32.html>
- ⑤ J. Keil and A. von Premerstein, *Bericht über eine dritte Reise in Lydien*, Wien, 1914, no. 55.
- ⑥ P. Mich. III, 174.
- ⑦ クリストファー・ケリー著、藤井崇訳、南川高志解説、『ローマ帝国』岩波書店、二〇一〇年。特に第三章を参照。

(pp. xxiv +270, 2010, Bloomington: Indiana University Press, \$65.00)
(京都大学大学院文学研究科修士課程)